

○由布市立小学校特認校実施要綱

平成29年8月23日
教育委員会告示第4号

(趣旨)

第1条 この要綱は、由布市立学校通学区域設定規則（平成17年教育委員会規則第9号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、緑豊かな自然環境に恵まれた小規模校で、心身の健やかな成長を図り体力づくりを目指すとともに、自然に触れる中で豊かな人間性を培い、明るくのびのびとした教育を実施するため、由布市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定する特定の小規模校（以下「特認校」という。）への就学に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 前条に規定する特認校の名称及び位置は、規則別表第2のとおりとする。

(就学期日及び期間)

第3条 特認校への入学又は転学の期日は、原則として毎年4月1日とする。
ただし、教育委員会が認める場合は、この限りでない。

2 特認校制度の就学期間は、原則として卒業までとする。

(就学の要件)

第4条 特認校への入学又は転学を希望する児童（以下「児童」という。）及び特認校への入学又は転学を希望する児童の保護者（以下「保護者」という。）は、次に掲げる事項を全て満たすものとする。

- (1) 児童が現に由布市内に住所を有していること又は前条に規定する期日までに由布市内に住所を有する見込みがあること。
- (2) 入学又は転学の動機が第1条の趣旨に沿っていること。
- (3) 通学については、保護者の負担と責任において行うこと。
- (4) 通学する特認校の教育活動に賛同すること。
- (5) 通学する特認校のPTA活動に賛同し、協力すること。

(受入人数)

第5条 特認校の受入人数は、特認校に在籍する児童数、実態等を勘案し、毎年度、教育委員会が当該特認校と協議の上、決定する。

(就学の申請)

第6条 保護者は、特認校入学（転学）申請書（様式第1号）を教育委員会が定める期日までに就学を希望する特認校の校長に提出するものとする。

2 特認校の校長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る児童及び保護者と面接を実施し、特認校入学（転学）に関する校長意見書（様式第2号）を、前項の申請書と併せて教育委員会に提出するものとする。

3 保護者は、在籍校の校長に特認校への転学の意向を伝え、在籍校の校長は当該申請に係る児童及び保護者と面接を実施し、特認校入学（転学）に関する校長意見書（様式第2号）を教育委員会へ提出するものとする。ただし、

在籍校が由布市外の場合はこの限りでない。

(審査)

第7条 教育委員会は、前条の申請書が提出されたときは、特認校の入学又は転学の可否について審査し、決定しなければならない。ただし、入学又は転学の許可を決定した者の数が第5条に規定する受入人数を超えた場合は、公開による抽選により決定するものとする。

(通知)

第8条 前条の結果は、特認校入学（転学）許可通知書（様式第3号）又は特認校入学（転学）不許可通知書（様式第4号）により、保護者並びに特認校の校長及び在籍校の校長に通知するものとする。

(許可の取消し)

第9条 教育委員会は、入学又は転学を許可した後、申請の事実と相違があるとき又は特認校制度の趣旨や目的に沿わない事由が生じたときは、入学又は転学の許可を取り消すことができる。

- 2 特認校が休校等により就学できなくなる場合は、入学又は転学の許可を取り消すものとする。
- 3 教育委員会は、前2項により取消しの決定をした場合は、保護者及び在籍する特認校の校長に特認校入学（転学）許可取消通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(就学校の変更)

第10条 この要綱の規定により特認校に就学している児童が当該学校への就学が困難となった場合は、当該児童の保護者は、在籍する特認校の校長と協議の上、就学校変更届出書（様式第6号）を在籍する特認校の校長を通じて教育委員会へ提出するものとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、特認校に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。